

## 学校感染症一覧

学校保健安全法施行規則 18 条、19 条により、「学校において予防すべき感染症」として出席停止期間が定められています。欠席の取扱いについては所属学部等にお問い合わせください。

	感染症	出席停止期間の基準	特徴
第一種	エボラ熱、ペストなどの指定感染症	治癒するまで	発症はまれだが 重大な感染症
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで	飛沫・接触感染し 流行拡大の恐れがある 感染症
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	解熱したあと 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹(腫れ)が発現した後 5 日を経過し、全身状態が良好になるまで	
	風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、細菌性赤痢、溶連菌感染症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで	放置すれば流行拡大する可能性のある感染症